

資料3-1 化石燃料利用証明 (請求書)

請求書 1A年5月23日 No.   
 株式会社 山形県建設工業株式会社  
 代表取締役 山形県建設工業株式会社  
 TEL 0889 (54) 032221

下記のとおりに御請求申し上げます 743197

下  
月  
税

税込合計金額		税率		消費税額等	
7310,910		%			
月日	品名	数量	単価	金額 (税抜・税込)	摘要
4/24	A-7.0	750	63	47250	
27	軽油	310	64	19840	
5/1	"	180	68	12240	
"	A-7.0	620	65	40300	
15	"	700		45500	
"	軽油	410		27880	
22	"	290		19720	
"	A-7.0	725		46995	
	合計			(259725)	
	軽油税	1190	32-1	38199	
	消費税			12986	
合計					

4/24  
27  
5/1  
"  
15  
"  
22  
"  
"  
11  
12  
合

コクヨ テ-1023

コクヨ テ-1023

743197

請 求 書

18年 7月 25日

No. /

島知県高岡郡中津佐町上ノ加江2632-2633番地

有限会社 山 岡 商店

代表取締役 山 岡 正 澄

TEL 0339 (54) 0 3 2 2

(有)池川木材工業 様

下記のとおり御請求申し上げます

税込合計金額		税率		消費税額等		
27,262,758		%				
月日	品 名	数量	単価	金額 (税抜・税込)		摘要
6/21	A-710	700	65	45500		
"	軽油	233	67	15611		
27	"	300		20100		
"	A 710	562		36500		
30	"	440		28600		
7/6	"	250		16250		
"	軽油	380		25460		
11	A-710	357		23205		
14	"	200		13000		
"	軽油	340		22780		
20	"	250		16750		
"	A-710	550		35750		
合 計						

別紙様式 2

## 機械施設貸付契約書

貸付人協同組合ドライウッド土佐会 代表理事大原儀郎（以下「甲」という。）と、  
借受人 池川木材工業有限会社 代表取締役社長 大原栄博（以下「乙」という。）は、  
機械施設の貸付契約について次のとおり締結する。

（信義誠実の義務）

第一条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に協同組合ドライウッド土佐会機械施設管理規定及びこの契約書に定める各条項を履行しなければならない。

（貸付物件）

第二条 貸付物件は、次のとおりとする。

名 称	管理番号	型 式	数 量
S K全自動木材乾燥機		S K－1 F 4 0 H P 型	1 基

（貸付目的）

第三条 貸付物件は木材高次加工の用に供するものとする。

（貸付期間）

第四条 貸付期間は、平成 14年7月1日から平成15年3月31日までとする。

2 前項に定める貸付期間が満了する一ヶ月前までに、甲又は乙から特段の意思表示がないときは、更に1年間継続するものとする。

3 前項の規定は、同項の規定により継続された貸付契約を更に継続するときについても準用する。但しその最終期限は平成21年7月31日とする

（貸付料の金額）

第五条 貸付料は、月額 83,500円とする。ただし、前条第2項（同条第3項）の規定により貸付契約が継続された場合においては、当該継続された貸付契約に係る期間の貸付料は、甲の定める貸付料算定基準により算出した金額とし、当該貸付料が確定したときは、甲は、納付金額及び納付期日を遅滞なく乙に通知するものとする。

2 前項のただし書きの規定により、契約通知された継続貸付料の金額が、本契約貸付料より増額されたものである場合には、乙は同項の通知を発した日から2週間以内に限りこの契約を解除する事ができる。

3 1ヶ月未満の貸付期間に係る貸付料は、次のとおりとする。

（月額貸付料×12月）÷365日×貸付期間＝貸付料（百円未満切上）

(貸付料の納付及び方法)

第六条 乙は、第五条に定める貸付期間に対応する貸付料について、甲の発行する納入通知書により、その納付期限までに甲に支払わなければならない。

(延滞金)

第七条 前条の定める納付期限までに貸付料を納付しないときは、その納付期日の翌日から納付の日までの期日に応じ、延滞金として年 12.25 パーセントの割合で計算した金額を、甲に納付しなければならない。

(貸付物件の付保)

第八条 乙は、この契約締結後遅滞なく貸付物件に対し、乙の負担において甲の指定する金額を保険金額とし、甲を被保険者とする甲の指定する損害保険契約を締結し、その保険証券をこの契約の日から2週間以内に、甲に提出しなければならない。

2 乙は、貸付期間中、前項に定める損害保険契約を継続しなければならない。

3 乙が、前2項の義務を怠り、その間に貸付物件が火災その他の保険事故に該当する事故により滅失又はき損した場合は、乙は、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(権利の譲渡等)

第九条 貸付物件の全部又は一部について第三者に賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

(目的外使用の禁止)

第十条 当該貸付物件を第三条に定める目的以外の用途に使用してはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合はこの限りではない。

(原形変更の禁止)

第十一条 乙は、貸付物件の原形を変更してはならない。ただし、次の全項目を満たし、かつ事前に甲の承認を得た場合はこの限りではない。

1 著しい原型の変更を伴わない。

2 機能の低下を招かない。

3 返却時には、原形に復元し、かつ貸付時と同等の性能を有していること。

(管理義務)

第十二条 乙は、貸付物件を善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

2 乙は、貸付物件の使用により第三者に損害を発生させた場合には、乙の責任において賠償しなければならない。

3 貸付物件に対し保存、修繕、その他の行為をするために支出する全ての経費は乙の負担とする。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りではない。

4 乙が第1項の注意を怠って貸付物件を滅失し、又は損傷した時は、甲は乙に対して、その現状の回復又は損害の賠償を請求する事ができる。

(損害賠償及び契約の解除)

第十三条 乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、甲は期限を定めてその履行を催告し、その期限内になお履行しないときは、この契約を解除し又は損害に相当する金額を損害賠償として請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合は、文書により乙に通知するものとする。

(期間満了後の処置)

第十四条 乙は、契約期間が満了したとき、又は第五条第2項に規定する契約の解除、前条第2項に規定する解除の通知を受けたときは、貸付物件を乙の負担で、甲の指定する期日までに指定する場所において甲に引渡すものとする。

(疑義の決定)

第十五条 この契約書に約定しない事項について約定する必要が生じたとき、又はこの契約書に約定する事項について疑義のあるときは、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

(契約の費用)

第十六条 この契約に要する費用は乙の負担とする。

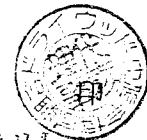
(裁判管轄)

第十七条 この契約に関する訴訟は、高知地方裁判所に提訴するものとする。

この契約が成立した事を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙署名捺印のうえ各自それぞれ1通を所持する。

平成 14年 7月 1日

甲 高知市小倉町2-8  
協同組合ドライウッド土佐会  
代表理事 大原儀郎



乙 住 所 高知県吾川郡池川町土居甲775番地1  
池川木材工業株式会社  
氏 名 代表取締役 文原栄博



共同利用の場合は、下記に連名で署名捺印して下さい。

住 所

氏 名

印